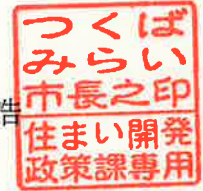


みらい住第250号
令和5年10月19日

茨城県行政書士会長 様

つくばみらい市長 小田川 浩



市街化調整区域で自己用住宅を建築する場合の許可基準について（周知）

市行政の推進について、平素から別格の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
当市では令和6年1月1日付けで別紙のとおり、つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例で定める、市街化調整区域で自己用住宅等を建築する場合の許可基準の一部について、敷地面積の上限を改正することとなりましたのでお知らせします。

なお、改正内容については、つくばみらい市ホームページ（開発許可制度とは）に掲載いたしますのでよろしくお願ひします。

《お問い合わせ先》

つくばみらい市役所谷和原庁舎

都市建設部住まい開発政策課

担当：小林、新田

TEL：0297-58-2111（内線）5402

FAX：0297-52-6024

別紙

■市街化調整区域で自己用住宅等を建築する場合の許可基準（改正）

○改正の内容

市街化調整区域に自己用住宅等を建築する場合について、敷地面積の上限を現行の「500㎡以下」から「必要と認められる場合は、1,000㎡未満」に緩和するもの。

※ただし、農地法等の面積制限は受ける。

○対象となる基準

- ・市条例第6条第1項第2号（通称、「既存集落」）
- ・市条例第6条第1項第3号（通称、「小規模既存集落」）
- ・市条例第6条第1項第4号（通称、「世帯分離」）
- ・市条例第6条第1項第5号（通称、「敷地拡張」）
- ・市条例第6条第1項第7号（通称、「公共移転」）